

# 地域再生計画

## 1. 地域再生計画の名称

人と自然が共生できる活力のある環境づくり計画

## 2. 地域再生計画の作成主体の名称

埼玉県、秩父市

## 3. 地域再生計画の区域

秩父市の全域

## 4. 地域再生計画の目標

秩父市は、埼玉県の北西部にあり、面積は 577.69 km<sup>2</sup>で、埼玉県全体の約 15% を占めている。都心から約 60~80 km 圈に位置し、周囲に山岳丘陵を眺める盆地 を形成し、豊かな森林と荒川の清流などの自然環境に恵まれた環境都市である。

市の面積の約 87% は森林で、その面積は埼玉県の森林の約 40% を占め、自然環境に恵まれた地域で、林業が地域産業の一つになってきた経緯がある。しかし、近年は高齢化・過疎化が進み、林業の後継者不足、担い手などの減少により、森 林の手入れの遅れやシカの被害により適切な維持管理がされず、森林は荒廃の危機にある。また、平成 17 年度から 5 年間実施した本市の地域再生計画の成果では、木材の搬出が増加したもの、それに伴う生活道路の混雑等がまだ課題となっている。

のことから、道整備交付金を活用した道路整備事業を継続的に実施することにより、貴重な森林資源を生かした林業振興の促進及び森林環境の改善を図るとともに、新たに課題となった狭隘な迂回路の解消による地域住民の利便性及び安全性を向上させる。

(目標 1) 林道整備による林業振興と森林環境の改善（「特定間伐等促進計画」による間伐の推進 平成 22 年度～平成 26 年度で 1,900 ha)

(目標 2) 狹隘な市道の整備による地域住民の安全・快適実感率(※1)の向上（現状 0% を 80% に向上させる。)

※1 住民の安全・快適実感率 = {Σ(単路線の安全・快適実感回答数 / 単路線の有効回答数)} / 測定路線数 × 100

## 5. 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

本市の最上位計画として、平成 18 年 10 月に策定された第 1 次秩父市総合振興計 画（平成 18 年～27 年度）では、「自然と人のハーモニー 環境・観光文化都市 ち

「ちぶ」を将来都市像として掲げ、豊かな自然を未来に伝え、市民の暮らしに直接関わる生活環境や生活に潤いと安らぎを与える自然環境などを保ちながら、経済の活性化を図る計画を進めている。

そこで、住環境基盤の根幹を成す道路網の整備は、将来都市像を具現化するためにも、必要不可欠なものであり、地域住民が安全で充実した暮らしを実現するために最も重要な施策の一つとして本計画において展開する。

## 5－2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

### ○ 道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市道：道路法に規定する市道に認定済み。

市道幹線7号線、市道幹線51号線、市道吉田幹線1号線：昭和62年3月25日

市道荒川幹線2号線、市道荒川幹線4号線：昭和62年3月23日

**市道大滝127号線：昭和62年3月31日**

- ・林道：森林法による埼玉県地域森林計画（平成20年4月）に全ての路線を記載

#### [施設の種類（事業区域）、事業主体]

- ・市道（秩父市） 秩父市
- ・林道（秩父市） 埼玉県、秩父市

#### [事業期間]

- ・市道（平成22～26年度）、林道（平成22～26年度）

#### [整備量及び事業費]

- ・**市道 2.5 km、林道 9.6 km**
- ・**総事業費 2,947,500 千円（うち、交付金 1,454,525 千円）**  
(内訳) 市道 1,955,000 千円（うち、交付金 977,500 千円）  
林道 992,500 千円（うち、交付金 477,025 千円）

## 5－3 その他の事業

目標1に掲げた秩父市特定間伐等促進計画を総合的かつ一体的に促進するため、森林所有者や地域住民等を対象に林業体験等の取組を通して森林・林業の社会的意義を積極的にPRするとともに、技術の向上を行うため、間伐等の林業技術講習会を行い、担い手の確保を目指す。また、高性能林業機械の導入により、作業の合理化を図るとともに、機械が有効に活用されるよう森林管理道、作業路網などの基盤整備を推進する。

**6. 計画期間**

平成 22 年度～平成 26 年度

**7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項**

4 に示す地域再生計画の目標について、秩父市は進捗状況を管理するとともに、計画終了後に達成状況を把握し、評価、公表する。

また、計画期間の最終年度に地域ニーズを把握し、計画期間終了後の取組の方向性を示す。

**8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項**

該当なし